

## 町長選挙・議会議員補欠選挙の 立候補予定者説明会

12月23日(日)執行予定の東庄町長選挙および東庄町議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

### 立候補予定者 説明会

**期日** 11月15日(木)

**時間** (1)町長選挙 午前10時から  
(2)町議会議員補欠選挙 午後1時30分から

**場所** 役場1階 会議室2

**内容** 立候補手続き、選挙運動について

**問い合わせ** 町選挙管理委員会 ☎1111



### ダルクからのメッセージ

## 薬物経験者による実体験講演会

中学1年生を対象とした薬物乱用防止教室は、鹿島ダルクより講師をお招きし、講演会と座談会を毎年行っています。

町民の皆さまにも薬物乱用防止について広く知ってもらおうと、一般参加者を募集しますので、ぜひご参加ください。

### ◆鹿島ダルクとは

薬物依存から脱却するための民間のりハビリ施設。毎年行われる講演会の講師は過去に薬物を経験した方

が行っており、薬物による心身への影響や脱却の難しさなどの生の声を聴くことができる。

### 鹿島ダルク講演会・座談会

**期日** 11月14日(木)

**場所** 東庄中学校 青馬の里

**時間** 講演会  
午後1時15分～午後2時25分  
座談会  
午後2時45分～午後3時45分

### 問い合わせ

町民課 町民係 ☎6070

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間

## 女性に対する暴力は許されません

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

この運動期間をきっかけに女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

### 主な相談窓口

- 千葉県女性サポートセンター  
☎043-206-8002
- 千葉県警本部相談サポートコーナー  
☎043-227-9110
- 香取健康福祉センター  
☎52-9310

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」

夫・パートナーからの暴力やセクハラ、ストーカーなど女性をめぐる人権問題についてご相談ください。

**日時** 11月12日(月)～16日(金)  
8:30～19:00  
11月17日(土)・18日(日)  
10:00～17:00

**相談員** 千葉県人権擁護委員  
連合会女性人権擁護委員、  
千葉県方法務局人権擁護課  
職員

**相談専用ダイヤル**  
☎0570-070-810





# 町長日誌 (9月)

- 3日 かとり農業協同組合贈呈式
- 4日 議会本会議
- 5日 議会本会議、地方公共団体金融機構設立10周年記念シンポジウム(東京グリーンパレス)
- 6日 「町村の振興を考える会」朝食懇談会・全国町村会正副会長会・理事会(全国町村会館)
- 8日 全国連携魅力発信イベント(浅草まるごとにつぼん)
- 10日 オークラ千葉ホテル魚鳥供養祭(オークラ千葉ホテル)、東京2020千葉県聖火リレールート選定検討委員会(県庁)
- 11日 全国市町村振興協会助成金審議委員会視察(韓国)～13日



▲大韓民国市道知事協議会事務局訪問

- 14日 防災会議、議会本会議
- 16日 中学校運動会
- 20日 全国交通安全運動出動式
- 21日 金婚米寿をお祝いする会、ふれあいまつり実行委員会
- 23日 各小学校運動会
- 25日 総合教育会議
- 27日 税務研修会
- 30日 歌謡愛好会発表会

## 国保加入者の皆さまへ

# 交通事故の治療前に必ず届け出を！



交通事故にあつたら、役場へ事故で負傷し保険証を使用する旨の報告をしましょう。

### 町が一時的に立替払い

国民健康保険に加入の方は、交通事故にあつて受けた傷病の治療費を保険者である市町村に傷病届を出すことにより、国保の保険証を使って治療を受けることができます。これは、本来加害者が負担すべき治療費分を保険者(市町村)が一時的に立替払いをするもので、後日、保険者が第三者である加害者に請求をする

制度です。

しかし、加害者から先に治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと国民健康保険での治療が受けられなくなる場合があります。

### 警察と町へ届け出を

交通事故にあつたら警察署への届け出と併せて、役場町民課国保年金係に事故で負傷したため保険証を使用する旨の報告をしましょう。そし

て、「負傷(傷病)原因報告書」を提出後、おおむね1カ月以内に次の書類を作成して提出してください。様式については、窓口または町ホームページの国民健康保険コーナーからダウンロードして印刷することができます。

1 第三者の行為による傷病届(その1、その2)

2 念書

3 誓約書

4 交通事故証明書(物件事故扱いの場合は人身事故証明書入手不能理由書も必要)

5 事故発生状況報告書

なお、届け出をせずに無断で保険証を使用した場合は、後日国保が負担した診療費を返金してもらうこととなりますのでご注意ください。

### 問い合わせ

町民課 国保年金係 ☎6071

## 電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の購入費を補助

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化を目的に、電動式生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の購入について、補助金を交付します。

**対象者** 町内に住所を有し居住している方で、堆肥化(減量化)されたものを自らの責任において処理できる方。ただし、業務用として購入される方は対象外。

**対象機器** 電動式生ごみ処理機 1世帯1基  
生ごみ堆肥化容器 1世帯2基

※町内購入品に限らず補助が受けられるようになりました

**補助額** 購入金額の1/2(限度額30,000円)

**手続き** 領収書の写し、購入した機器の型番がわかるもの、保証書、印鑑をお持ちの上、窓口までお越しください。

**問い合わせ** 町民課 生活環境係 ☎86-6072